

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

- 〇 千葉県組織規程の一部を改正する規則
- 〇 千葉県税条例施行規則の一部を改正する規則

規則

千葉県組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十七号

千葉県組織規程の一部を改正する規則

千葉県組織規程（昭和三十二年千葉県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の項中「法規審査班」を「法規審査第一班、法規審査第二班」に改め、同表総合企画部の項中「企画調整室」の下に「土地利用政策班」を加え、「企画調整班、ブランド戦略室、地域活性化室」を「企画戦略室、地域活性化室、ブランド戦略室」に、「企画調整班、多文化共生推進班、国際交流・海外発信推進室」を「国際政策室、多文化共生推進班、国際交流推進室」に、「商業労働班、工業班」を「商業労働・工業班」に改め、同項水政課の目的次に次のように加える。

成田空港政策課

企画政策室、空港周辺まちづくり推進室

第八条第一項の表総合企画部の項空港地域振興課の目を次のように改める。

空港地域共生課

成田空港共生室、羽田空港騒音対策班

第八条第一項の表防災危機管理部の項中「総務班」を「総務班、人事班」に、「企画指導班」を「消防指導班」に改め、同表健康福祉部の項中「地域医療構想推進室」を削り、「企画調整班、ひとり親家庭班」を「ひとり親家庭班」に、「虐待防止対策推進室」を「虐待防止対策室、社会的養護推進室、人材育成確保対策室」に、「企画調整班、子育て支援班、保育班、法人指導班」を「子育て支援班、保育班、法人指導班、こども未来室」に改め、「医療体制整備室」の下に「地域医療構想推進室」を加え、「保健師等修学資金管理室」を削り、同表環境生活部の項中「ヤード対策班、残土・再生土対策班」を削り、同項廃棄物指導課の目的次に次のように加える。

ヤード・残土対策

自動車ヤード対策班、金属スクラップヤード対策

課

班、残土・再生土対策班、監視指導班

第八条第一項の表農林水産部の項中「水田農業班」を「水田農業対策室」に改め、同条第三項中「班」を「室等」に改め、同項の表中「班名」を「室名等」に改め、「スマート県庁推進班」の下に「デジタル化支援室」を加え、同条第四項の表中「文化振興班」の下に「千葉県誕生150周年記念事業推進室」を加え、同条第六項の表中「まちづくり支援班」を「まちづくり支援室、宅地対策調査室」に改める。

第十一条の二政策企画課の部第九号を次のように改める。

九 大学との連携の総合的企画及び調整に関すること。

第十一条の二政策企画課の部中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）小規模施設特定有線一般放送の業務に関することに限る。）

十一 国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）、低開墾地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）、地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）

国土利用計画及び土地利用基本計画の策定に関することに限る。）

総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）、土地基本法（平成元年法律第八十四号）

土地利用計画の策定に関することに限る。）

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）

等の施行に関すること。

十一 国土利用計画地方審議会に関すること。

第十一条の二地域づくり課の部第四号を次のように改める。

四 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）

多極分散型国土形成促進法（昭和六十二年法律第八十三号）

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年法律第五十二号）

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）

等の施行に関すること。

第十一条の二地域づくり課の部中第五号及び第六号を削り、同条国際課の部第一号中「国際化施策」を「国際関連施策」に改め、同部中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条水政課の部の次に次のように加える。

成田空港政策課

一 成田国際空港周辺地域の振興に関すること。

二 航空に関する基本的施策に関すること。

三 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年

法律第七号)、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。成田新産業特別促進区域基本計画に関するものに限る。)の施行に関する事。

第十一条の二空港地域振興課の部中「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、同部第五号中「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)」を削り、同部を同部第三号とし、同部第六号を削り、第七号を第四号とする。

第十二条健康福祉政策課の部第七号中「並びに医療機関の再編の事業に関する計画」を削り、同条健康福祉指導課の部第二十号中「建築指導課において所掌するものを除く。」の下に「千葉県社会福祉センター設置管理条例(令和三年千葉県条例第三十四号)」を加え、同条児童家庭課の部第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 児童福祉司等の人材の育成及び確保に関する事。
第十二条子育て支援課の部中第七号を第八号とし、同部第六号中「平成二十四年法律第六十五号)」の下に「こども基本法(令和四年法律第七十七号)」を加え、同部第七号とし、同部中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 こども施策に係る事務の総合調整に関する事。
第十二条障害福祉事業課の部第三号中「千葉県袖ヶ浦福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十一年千葉県条例第二十二号)」及び「袖ヶ浦福祉センター及び」を削り、同条医療整備課の部第八号中「昭和六十二年法律第六十一号)」の下に「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(医療機関の再編の事業に関する計画に係るものに限る。)」を加える。

第十二条の二循環型社会推進課の部第十号中「。廃棄物指導課」の下に「及びヤード・残土対策課」を加え、同条廃棄物指導課の部第五号及び第六号を次のように改める。

五 産業廃棄物の不適正な処理に係る監視及び指導に関する事。
六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第二号から前号までに掲げる事務に係るものに限る。)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(再資源化の実施に係る事業者の指導に限る。)、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十四年千葉県条例第三十三号)及び千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(平成十九年千葉県条例第三十三号)の施行に関する事。

第十二条の二廃棄物指導課の部中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、同部の次に次のように加える。
ヤード・残土対策課

一 有害使用済機器の保管等に係る指導(これに付随して行う廃棄物に係る指導を含む。)及び監視に関する事。

二 フロン類の管理等に係る指導及び監視に関する事。

三 使用済自動車の再資源化等に係る指導(これに付随して行う廃棄物に係る指導を含む。)及び監視に関する事。

四 土砂等の埋立て等に係る指導及び監視に関する事。

五 特定自動車部品の保管等に係る指導及び監視に関する事。

六 再生土の埋立て等に係る指導及び監視に関する事。

七 金属スクラップヤード等の対策に係る企画、調査及び指導に関する事。

八 第二号及び第四号から前号までに掲げる事務に付随して行う廃棄物に係る指導及び当該指導を行うために必要な立入検査に関する事。

九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第一号、第三号及び前号に掲げる事務に係るものに限る。)、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)、千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成九年千葉県条例第十二号)、千葉県特定自動車部品のヤード内保管等の適正化に関する条例(平成二十六年千葉県条例第五十五号)及び千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例(平成三十年千葉県条例第四十五号)の施行に関する事。
第十三条経済政策課の部第三号中「国際化施策」を「国際関連施策」に改め、同部第十号中「平成十九年法律第四十号。」を「成田空港政策課、」に改め、同条産業振興課の部第十号中「空港地域振興課」を「空港地域共生課」に、「に限る」を「(成田空港政策課において所掌するものを除く。)に限る」に改め、同条企業立地課の部第四号中「もの」の下に「(成田空港政策課において所掌するものを除く。)」を加える。

第十四条安全農業推進課の部中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同部第十三号中「限る。」の下に「、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号。森林課及び水産課において所掌するものを除く。)」を加え、同部第十二号とし、同条畜産課の部第九号中「他課において所掌するものを除く。)」の下に「、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律(令和三年法律第三十四号)」を加え、同条森林課の部第十号中「加工・流通」を「加工、流通及び利用促進」に改め、同部第十八号中「」及び「」を「」に、「の施行」を「及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(林業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に関するものに限る。)の施行」に改め、同条水産課の部第十七号中「昭和六十三年法律第九十九号)」の下に「、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和二年法律第七十九号)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(漁業に係る環境負荷低減事業活動

実施計画等の認定に関するものに限る。を」を加え、同条漁業資源課の部第九号中「しらすうなぎに係る採捕の許可」を「うなぎ稚魚に係る許可漁業」に改める。

第十五条用地課の部第六号中「地域づくり課」を「政策企画課」に改め、同条河川整備課の部第八号中「河川事業における治水に関するものに限る。」を削り、同条都市計画課の部第六号中「宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。基礎調査に関するものに限る。）」に改め、「特定路外駐車場に係るものに限る。）」の下に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）」を加える。

第十七条第四項中「及び政策調整担当部長」を削り、「政策調整・観光担当部長」を「地域産業推進・観光担当部長」に改め、同条第五項中「健康危機対策監」の下に「及びこども家庭対策監」を加える。

第三十七条の四第二項企画課の部第五号中「のうち一般事業資金」を削り、同項地域防災課の部中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第四十三条第三項中「次に」を「前項一時保護課の部に」に改め、「人材育成研修課及び」を削り、同項人材育成研修課の部及び天台一時保護課の部を削り、同条第六項調査第一課の部第一号中「野田市、流山市及び我孫子市」を削り、同項調査第二課の部第一号中「柏市」を「野田市、流山市及び我孫子市」に改め、同条に次の二項を加える。

7 第一項の規定にかかわらず、柏児童相談所にあつては、柏児童相談所の所管区域のうち、柏市の区域に係る第二項庶務課の部各号、調査課の部各号、相談支援課の部各号及び診断指導課の部各号に掲げる事務を分掌させるため、柏市に柏末広支所を置く。

8 柏児童相談所柏末広支所に、次に掲げる事務を分掌させるため、庶務課、調査課、相談支援課及び診断指導課を置く。

一 第二項庶務課の部各号に掲げる事務
調査課

一 第二項調査課の部各号に掲げる事務
相談支援課

一 第二項相談支援課の部各号に掲げる事務
診断指導課

一 第二項診断指導課の部各号に掲げる事務

第四十八条第二項企画振興課の部に次の一号を加える。
二十二 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（農業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に関するものに限る。）の施行に関すること。

第五十一条の七第二項森林振興課の部に次の一号を加える。
二十 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等

に関する法律（林業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に関するものに限る。）の施行に関すること。

第五十一条の十第二項漁業調整指導課の部中第十五号を第十七号とし、第十四号の次の二号を加える。

十五 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行に関すること。
十六 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（漁業に係る環境負荷低減事業活動実施計画等の認定に関するものに限る。）の施行に関すること。

第五十一条の十三第一項を次のように改める。

次の表の上欄に掲げる漁港事務所に当該下欄に掲げる課を置く。

銚子漁港事務所	総務課、管理用地課
南部漁港事務所	総務課、管理用地課、工務課

第五十一条の十三第三項中「前項工務課の部各号」を「第二項工務課の部各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、銚子漁港事務所にあつては、次に掲げる事務を分掌させるため、工務第一課及び工務第二課を置く。

工務第一課
一 銚子漁港事務所の所管区域（銚子漁港の区域及び銚子市地先海面における漁場整備事業に係る区域に限る。）に係る前項工務課の部各号に掲げる事務

工務第二課
一 銚子漁港事務所の所管区域のうち、工務第一課で分掌する区域を除く区域に係る前項工務課の部各号に掲げる事務

第七十四条第一項の表中「相談課、判定課」を「身体障害者支援課、知的障害者支援課」に改め、同条第二項相談課の部中「相談課」を「身体障害者支援課」に改め、同部第一号中「心身障害者」を「身体障害者」に改め、同部中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、同部第五号中「心身障害者」を「身体障害者」に改め、同部を同部第七号とし、同部第四号中「行う」の下に「身体障害者の」を加え、同部を同部第六号とし、同部第三号中「巡回相談等」を「身体障害者に係る巡回相談等」に改め、同部を同部第五号とし、同部第二号中「相談記録」を「身体障害者に係る相談記録」に改め、同部を同部第四号とし、同部第一号の次に次の二号を加える。

二 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。
三 聴覚及び言語障害者の指導及び訓練に関すること。

第七十四条第二項判定課の部を次のように改める。
知的障害者支援課

一 知的障害者の相談、調査、研究及び指導に関すること。

二 知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関する事

三 知的障害者に係る相談記録の作成、保管及び整備に関する事

四 知的障害者に係る巡回相談等の企画及び実施に関する事

五 知的障害者に係る証明書の作成及び交付に関する事

六 市町村が行う知的障害者の障害者支援施設等への入所措置の連絡調整等に関する事

七 知的障害者の福祉についての資料の収集及び統計等の整備に関する事

第百四十二条第一項の表市原高等技術専門校の項中「普通課程(金属加工系プラント保全科)」を「短期課程(非破壊検査科)」に改め、「訓練第一課及び」を削り、「(訓練第二課)」を「(訓練第一課及び訓練第二課)」に改める。

第百五十条の表中

「地域づくり課

」を「政策企画課

」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十五条都市計画課の部の改正規定 令和五年五月二十六日

二 第十四条漁業資源課の部の改正規定 令和五年十二月一日

三 第百四十二条第一項の表の改正規定 令和六年一月一日

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県規則第三十八号

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県県税条例施行規則(平成十九年千葉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十一条第一項の表第三十一号を次のように改める。

三十一 削除

第十一条の二第二号中「第三十六条第一項第一号に掲げる事務室並びに同項第二号に掲げる研究室及び教室」を「第三十六条第一項に規定する教室、研究室及び事務室」に、「第二十八条第一項第一号に掲げる事務室並びに同項第二号に掲げる教室及び研究室」を「第二十八条第一項に規定する教室、研究室及び事務室」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項第一号に掲げる教員室」を「第二十四条に規定する教室」に、「同項第二号に

掲げる教室」を「教員室」に改める。

第十九条の表第一号中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第五十七項」に改め、同表第二号中「第五十三条第三十七項」を「第五十三条第五十八項」に改め、同表第三号中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第六十二項」に改め、同表第四号中「第五十三条第四十三項」を「第五十三条第六十三項」に改め、同表中第十号を第十二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の申請(取りやめの届出)書	法第五十三条第六十九項前段及び第七十六項並びに第七十二条の三十二の二第一項前段及び第八項	別記第五十五号様式の二
-------------------------------------------------	----------------------------------------------	-------------

六 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認等通知書	法第五十三条第七十二項及び第七十五項並びに第七十二条の三十二の二第四項及び第七項	別記第五十五号様式の三
-------------------------------------------	------------------------------------------	-------------

第三十条の見出しを「(不動産取得税の特例控除適用の申告書の添付書類)」に改める。

第三十一条の見出しを「(不動産の取得の申告書の記載事項)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(非課税である不動産の取得の申告書の記載事項)

第三十一条の二 条例第五十七条第三項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 申告者の氏名又は名称及び代表者の氏名

二 申告者の住所又は所在地

三 申告者が土地を取得した場合にあっては、当該土地の所在地及び地番並びにその用途

四 申告者が家屋を取得した場合にあっては、当該家屋の所在地及び家屋番号並びにその用途

五 申告者が不動産を取得した年月日及びその事由

六 その他参考となるべき事項

第三十三条の見出しを「(不動産取得税の減額適用の申告書の添付書類)」に改める。

二 不動産取得税申告(申請)書	法第七十三条の二十七第一項(法第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の三第三項、第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項、第五項及び第七項において準用する	別記第八十号様式
-----------------	--------------------------------------------------------------------------------------------	----------

場合を含む。）第七十三条の二十七の四第四項（法第七十三条の二十七の五第二項及び第七十三条の二十七の七第二項において準用する場合を含む。）並びに附則第十二条第一項及び第三項並びに条例第五十四条第一項、第五十七條第一項及び第三項、第五十九條第一項、第三項及び第四項、第六十条第一項及び第三項、第六十一条第二項並びに附則第九条第二項

第四十条の表中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第五号とし、第九号及び第十号を削る。

別記第二十九号様式その一（表）中

- ◎「差引還付額」欄に記載した金額をお返ししますから
- 別添又は別途送付する窓口支払通知書又は同案内書に記載した支払場所から早目に受け取ってください。
- この額が30万円を超える場合には別添の過誤納金還付請求書を至急提出してください。

◎「差引還付額」欄に記載した金額をお返ししますから、別添又は別途送付する窓口支払通知書（公金送金通知書又は同案内書）に記載した支払場所から早目に受け取ってください。

める。

別記第三十一号様式を次のように改める。

第三十一号様式 削除

別記第三十七号様式その一中

種類	更正前		更正後		差引額	
	課税標準等	税額等	課税標準等	税額等	①-②	①-②
		円		円		円

を

種類	更正前		更正後	
	課税標準等	税額等	課税標準等	税額等
		円		円

に改め、同様式中

注3を注4とし、注2の次に次のように加える。

- 令和4年12月31日後に納税義務又は特別徴収義務が成立する県税について更正の請求をする場合には、「更正前」の「課税標準等」の欄は、記載する必要はありません。

別記第三十七号様式その一中

更正前	円	円	円	円
更正後				
差引額			100	

を

更正前	円	円	円	円
更正後				
差引額			100	

を

を、別記第三十一号様式を次のように改める。

- 令和4年12月31日後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について更正の請求をする場合には、「更正前」の「取得価額」及び「課税標準額」の欄は、記載する必要はありません。

別記第三十三号様式その一中「第53条第35項」や「第53条第56項」を改める。
 別記第三十三号様式その二中「第53条第37項」や「第53条第58項」を改める。
 別記第三十四号様式その一中「第53条第42項」や「第53条第62項」を改める。

「事業年度分」や「事業年度分」を「事業年度分」に改め、同様式中「連結事業年度分」を「事業年度分」に改める。

- 既に延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった。」や
- 延長又は指定があったものとみなされた。」を「連結親法人」や「通算親法人」
- 延長の処分が失効した。」を「連結親法人」

第五十五号様式の三

第 年 月 日 号

様

千葉県 県税事務所長 閣

地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例の承認等通知書

さきに申請のあった（承認及び指定をした）地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例については、地方税法第53条第 項 及び第72条の32の2第 項 の規定により、次のとおり承認及び指定をした（申請を却下した・承認を取り消した）ので通知します。

承認の場 場（指 定）合	指 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	指 定 の 理 由	
却場 下の合	却 下 の 理 由	
	取 消 し に 係 る 指 定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
取の場 消し合	取 消 し の 理 由	

注 この処分不服があるときは、この文書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正・副2通）は、なるべくこの処分を行った県税事務所を經由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、上記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に千葉県を被告として（千葉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

臣記録五十六号様式の二中

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	33	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	33
外国の法人税等の額	34	外国の法人税等の額	34
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	35
利子割額の控除額	36	利子割額の控除額	36
納付の確定した当期分の法人税割額	37	納付の確定した当期分の法人税割額	37
租税条約の実施に係る控除額	38	租税条約の実施に係る控除額	38
既還付請求場の納付額	39	既還付請求場の納付額	39
差引法人税割額	40	差引法人税割額	40
均等割額	41	均等割額	41
納付の確定した当期分の均等割額	42	納付の確定した当期分の均等割額	42
差引均等割額	43	差引均等割額	43
更正・す決・定・きに上り額	44	更正・す決・定・きに上り額	44

臣記録五十七号様式の二中

税額控除超過額相当額の加算額	33	税額控除超過額相当額の加算額	33
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	34	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額	34
外国の法人税等の額	35	外国の法人税等の額	35
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	36	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	36
納付の確定した当期分の法人税割額	37	納付の確定した当期分の法人税割額	37
租税法条約の実施に係る控除額	38	租税法条約の実施に係る控除額	38
差引法人税割額	39	差引法人税割額	39
均等割額	40	均等割額	40
納付の確定した当期分の均等割額	41	納付の確定した当期分の均等割額	41
差引均等割額	42	差引均等割額	42
更正・す決・定・きに上り額	43	更正・す決・定・きに上り額	43

「法人県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 更正・決定・加算金決定通知書」

「法人県民税・事業税・特別法人事業税 更正・決定・加算金決定通知書」

「事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税」

事業税・特別法人事業税

既還付請求額が過大である場合の納付額(2-3+4)

4

差引法人税割額(2-3)	4
--------------	---

特別法人事業税額又は地方法人特別税額	納付の確定した当期分の特別法人事業税額又は地方法人特別税額	差引特別法人事業税額(6-7)
--------------------	-------------------------------	-----------------

特別法人事業税額	納付の確定した当期分の特別法人事業税額	差引特別法人事業税額(6-7)
----------	---------------------	-----------------

更正・決定にきり額(5)	6
--------------	---

更正・決定にきり額(4)	5
--------------	---

更正・決定にきり額

別記第五十九号様式(その二)を次のように改める。

(その二) (通算法人用)

(表)

受付印	法人の設立等報告書		管理番号	
	年	月	日	処理日
千葉県	県税事務所長	様	* 欄	課税標準区分
千葉県県税条例第22条の規定により、次のとおり報告します。			課税標準区分	非課税区分
(ふりがな)	〒	(ふりがな)	(電話)	種別
本店等の所在地	〒	法人番号	代表者氏名	区分
納税義務者	法人番号	代表者氏名		区分
グループ報告	・通算親法 ・通算子法	・加入 ・離脱		区分
報告事由	(1) グループ通算制度の承認があった。(加入) (2) 完全支配関係を有することなくなった(離脱) (3) 通算完全支配関係等を有しなくなった(離脱) (4) グループ通算制度適用の取りやめの承認があった (5) 青色申告の承認の取消しがあった。			報告した日 (承認等の日)
最初通算親事業年度	から	まで		
通算子法人適用事業年度	から	まで		
通算(変更)前事業年度	から	まで		
通算(変更)後事業年度	から	まで		
通算延長承認の有無	有・無	県民税 事業税	年度から	から
通算前欠損金の有無	有・無	産時価	年度から	から
通算親法人	(ふりがな)	該当・非該当	株子	式会
本店等の所在地	〒	(電話)	該当・非該当	移転
県内に事務所がある場所	(ふりがな)	(電話)	通算子法人	完
通算親法人	(ふりがな)	(電話)	通算子法人	別
通算親法人	法人番号		通算子法人	数
関与税理士	〒	(電話)	還付を受けようとする支払方法	銀行
住所・氏名				口座番号(普通・当座)

(裏)

法人の設立等報告書(その2)記載の手引

- (報告期限)
- 1 グループ通算制度の適用を受ける(受けない)こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。
 - 2 納税地(主たる事務所又は事業所がある地)を所管する県税事務所長に報告してください。
 - 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。
 - (1) 適用又は加入の場合
 - ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)
 - イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(兼)e-Taxによる申告の特例に係る届出書(初葉)」及び「同(次葉)」の写し(国税受付印のあるもの)
 - (2) 離脱(通算子法人)の場合
 - 「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し(国税受付印のあるもの)
 - (3) 取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合
 - 取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し(留意事項)
 - 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。

「通算親法人」
 別記第八十号様式を次のように記入。

「事業年度分」
 「連結親法人」

第八十号様式

(表)

受付印 年 月 日 千葉県 知 事 様 県税事務所長 (ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者氏名		住所又は所在地		(電話)	
		次のとおり申告(申請)します。 不動産取得税申告(申請)書			
申告(申請)事由	<input type="checkbox"/> 取得(非課税) <input type="checkbox"/> 特別控除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 遷付 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他()	申告(申請)事由	<input type="checkbox"/> 取得(非課税) <input type="checkbox"/> 特別控除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 遷付 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他()	申告(申請)事由	<input type="checkbox"/> 取得(非課税) <input type="checkbox"/> 特別控除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 遷付 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 <input type="checkbox"/> 減免 <input type="checkbox"/> その他()
年度・課税区分	年度 月 随時分	課税番号	第 号	年度・課税区分	年度 月 随時分
所在地及び地番	所在地	登記年月日	年月日	所在地及び地番	所在地
登記受付番号	登記年月日	年月日	年月日	登記受付番号	登記年月日
土地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 田・畑 <input type="checkbox"/> その他()	面積	m ²	土地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 田・畑 <input type="checkbox"/> その他()
取得原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 競売 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他()	取得年月日	年月日	取得原因	<input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 競売 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> その他()
摘要		取得年月日	年月日	摘要	
所在地		取得年月日	年月日	所在地	
家屋番号		取得年月日	年月日	家屋番号	
登記受付番号		取得年月日	年月日	登記受付番号	
種類	<input type="checkbox"/> 住宅(自己居住) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 延床面積 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> その他() (m ²)	種類	<input type="checkbox"/> 住宅(自己居住) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 延床面積 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> その他() (m ²)	種類	<input type="checkbox"/> 住宅(自己居住) <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 延床面積 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> その他() (m ²)
取得原因	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 新築未使用 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 既存(中古) <input type="checkbox"/> 取得年月日 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 競売 <input type="checkbox"/> その他()	取得年月日	年月日	取得原因	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 新築未使用 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 既存(中古) <input type="checkbox"/> 取得年月日 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 競売 <input type="checkbox"/> その他()
建築等予定	着工予定年月日 年月日 完成予定年月日 年月日	建築等予定	着工予定年月日 年月日 完成予定年月日 年月日	建築等予定	着工予定年月日 年月日 完成予定年月日 年月日
前家屋	建築年月日 年月日	前家屋	建築年月日 年月日	前家屋	建築年月日 年月日
摘要		摘要		摘要	
遷付を受けようとする金融機関等	銀行 支店	預金種別	口座番号	遷付を受けようとする金融機関等	銀行 支店
備考	口座名義(カナ)	備考	口座番号	備考	口座名義(カナ)
区分	課税標準額	税額	課税標準額	税額	課税標準額
当初課税額	円	円	円	円	円
控除額(減免・免除)	円	円	円	円	円
猶引額	円	円	円	円	円
差引額	円	円	円	円	円
既に納付した額	円	円	円	円	円
備考	円	円	円	円	円

確認者 検算者

(裏)

不動産取得税申告(申請)書 記載の手引

- 1 「住所又は所在地」欄及び「氏名又は名称及び代表者氏名」欄
 - (1) 個人の方は、申告(申請)時点の住所を記載してください。
 - (2) 電話番号は、日中連絡が取れる番号を記載してください。
 - (3) 共同取得の場合は、取得者全員について記載してください。
- 2 「年度・課税区分」欄及び「課税番号」欄

県税事務所から納税通知書が送付された方は、納税通知書に記載された「課税年度」、「期(月)別」及び「課税番号」を記載してください。納税通知書が到達する前に申告する場合は、記載する必要はありません。
- 3 「申告(申請)事由」欄

申告(申請)の事由について、次に掲げる規定等に応じて、該当する事由の□にシ印を付してください。

特別控除	千葉県県税条例第57条第1項	住宅の取得に係る課税標準額の控除
取得	千葉県県税条例第57条第1項	不動産の取得
	千葉県県税条例第57条第2項等	不動産取得税が課されない不動産の取得
	千葉県県税条例第58条第1項等	住宅用土地の取得に係る減額
減額	千葉県県税条例第59条第4項	耐震基準不適合既存住宅又は被収用不動産等の代替不動産の取得に係る減額
	千葉県県税条例第59条第2項	改修工事対象住宅等の取得に係る減額
	地方税法附則第12条第1項	贈与による農地等の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第1号	住宅用土地の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第2号	耐震基準不適合既存住宅の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第3号	被収用不動産等の代替不動産の取得に係る徴収猶予
徴収猶予	千葉県県税条例第60条第1項第4号	譲渡担保財産の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第5号	再開発会社の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第6号	農地中間管理機構の農地の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例第60条第1項第7号	土地改良区の換地の取得に係る徴収猶予
	千葉県県税条例附則第9条第1項	改修工事対象住宅等の取得に係る徴収猶予
免除	地方税法附則第12条第3項	贈与による農地等の取得に係る納税義務の免除
	千葉県県税条例第60条第3項	徴収猶予がなされた不動産の取得に係る納税義務の免除
減免	千葉県県税条例第61条第2項	千葉県県税条例第61条第1項各号に該当する不動産の取得に係る減免
還付	地方税法第73条の27第1項等	減額又は免除に伴う徴収金の還付

- 4 「土地」欄及び「家屋」欄
 - (1) 登記事項証明書等に記載されている内容を記載してください。
 - (2) 「完成予定年月日」欄は、住宅用土地の取得等に係る徴収猶予を受けようとする場合には、必ず記載してください。
 - (3) 「摘要」欄は、共同取得の場合には、共有者及び取得持分を記載してください。
- 5 「還付を受けようとする金融機関等」欄

申請者の口座を記載してください。共同取得の場合は、申請者のうちいずれか1名の口座を記載してください。
- 6 「備考」欄

申告(申請)の理由その他参考となる事項を記載してください。
- 7 その他
 - (1) 次に掲げる規定に係る申告(申請)を行う場合は、付表を添付して提出してください。

減額	千葉県県税条例第59条第4項	被収用不動産等の代替不動産の取得に係る減額
徴収猶予	地方税法附則第12条第1項	贈与による農地等の取得に係る徴収猶予
免除	地方税法附則第12条第3項	贈与による農地等の取得に係る納税義務の免除
 - (2) 各欄に記載しきれない場合は、該当する欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙にその内容を記載してください。

付表

1 被収用不動産等の代替不動産の取得に係る減額(千葉県県税条例第59条第4項)

被収用不動産等	所在地	所在地
	土地	<input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 雑種地 <input type="checkbox"/> 原野 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> 田・畑 <input type="checkbox"/> その他()
地積	地積	m ²
	用途	
所在地	所在地	
	家屋番号	
構造	構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨 <input type="checkbox"/> 鉄筋 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨 <input type="checkbox"/> その他()
	種類	<input type="checkbox"/> 住宅(<input type="checkbox"/> 自己居住 <input type="checkbox"/> 貸家 <input type="checkbox"/> その他()) <input type="checkbox"/> 非住宅
延床面積	延床面積	m ²
	用途	
その他参考となるべき事項		

2 贈与による農地等の取得に係る徴収猶予(納税義務の免除)(地方税法附則第12条第1項又は第3項)

納税義務免除申請者の個人番号	
贈与者又は受贈者の住所	
贈与者又は受贈者の氏名	
贈与者又は受贈者との続柄	
贈与者又は受贈者の死亡年月日	年 月 日
その他参考となるべき事項	

- 別記第八十二号様式を次のように改める。
- 別記第八十二号様式 削除
- 別記第八十四号様式及び第八十五号様式を次のように改める。
- 別記第八十四号様式及び第八十五号様式 削除
- 別記第八十七号様式を次のように改める。
- 別記第八十七号様式 削除
- 別記第八十七号様式の二を添付。

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 令和四年四月一日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した事業年度を含む。次項において同じ。）分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、改正前の千葉県県税条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十九条の表第一号から第四号までの規定並びに別記第五十三号様式の二から第五十五号様式までの規定及び別記第五十九号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、別に定める。

3 令和四年四月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、旧規則第十九条の表第一号から第三号までの規定並びに別記第五十三号様式の二から第五十四号様式までの規定及び別記第六十九号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、別に定める。

4 この規則の施行前に、改正前の千葉県県税条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

購読料

本号

一部

三六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八